

京都市交通局管理規程第21号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程  
京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。  
別表第1及び別表第2中自動車部業務事務所長の項を削る。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)